

第24回光が丘第八保育園民間委託化対策協議会

平成17年11月26日(土) 光が丘図書館

協議会検討事項記録

- 議題
- 1 特別保育の実施について
 - 2 仕様書について
 - 3 保育実務経験について
 - 4 乳児保育研修について
 - 5 5歳児クラスについて
 - 6 フォロー計画について

1 特別保育の実施について

(区側) 特別保育を次のように行いたく、意見を聞きたい。

一時保育について、来年度に改修工事を行い、年度途中から実施予定。

休日保育について、18年4月から実施予定。

延長保育について、12月から実施。継続利用は定員枠なし、スポット利用は定員枠あり。

(保護者側) 一時保育の実施時期は、保護者と話し合うことを前提にしていきたい。

2 仕様書について

(保護者側) 個人情報の保護と人権について、事業者は研修を行うとしているが、研修計画はあるか。

(事業者側) 個人情報については、園職員と本部職員を含め、11月29日に実施予定。人権については、外部講師との調整があり後日、報告します。

(保護者側) 職員の雇用の継続性に関しては、曖昧な表現になっている。

(区側) 保育士の異動、退職あるいは採用があったときは、区に報告するというもの。雇用の継続性を最大限考慮して、年度途中の交代は行わないとの意図である。

(保護者側) ピジョン職員が何人退職した場合、協議するのか。

(区側) 3名を超える場合に改善勧告を行う。

(保護者側) 改善の事案となる場合、運営委員会に報告する文言を追加してほしい。

職員配置については、どの時間帯においても基準が守られる考えでよいか。

(区側) 次のように追加する。

延長保育等の時間帯においても練馬区の配置基準を守ること。

年度内で常勤保育士の異動があった場合は、ただちに保護者へ報告する。さらに、年度内で3名を超える常勤保育士の異動があった場合は、甲は乙に対して改善勧告を行うとともに運営委員会または協議会に諮るものとする。

(保護者側) 了解した。

3 保育実務経験について

(区側) 「幼稚園経験が全体の実務経験の半分以上を占める保育士については、フォロー期間中に、区の乳児保育研修を必ず受講させます。それ以外の保育士についても、区の乳児保育研修を受講させるよう努めます。」という形にした。

4 乳児保育研修について

(保護者側) 乳児保育研修で講義のみ受講の3名の基準はあるか。

(事業者側) 比較的年齢の若い職員について講義を受けさせる。

(区側) 乳児保育研修に、0歳児保育の経験のない保育士も受講させることを追加する。

(保護者側) 18年度以降の乳児保育研修、障害児保育研修は期間が長いので、通常の保育に影響

が無いように受講願いたい。

5 5歳児クラスについて

- (区側)保護者の皆様の思いと離れているのではなく、文章上の整理の関係で提出が遅れた。
- (保護者側)保護者の意をくみ取った内容であり合意で結構。

6 フォロー計画について

- (保護者側)調整権限者とはどういうものか。
- (区側)最終的に調整を行ううえで、それなりの権限、位置づけを持たせた者だ。
- (保護者側)代替職員は、12月で異動か。
- (区側)区全体の職員配置であり、12月1日で異動する。
- (保護者側)指揮命令が2系統あるので、意思決定の記録を残していただきたい。
- (区側)決定事項は、記録として残す。
- (保護者側)3月まで基本的に全職員を残すとのことだったが、変わったのか。
- (区側)職員は3月まで残しフォローを行う。もしもそうでない状態になれば、事前に問題提起をさせていただく。
現場の声として、職員数が多くなりお子さんにとって落ち着かないこともあり、12月で非常勤職員は、他園に異動したほうが良い。抜けた分区職員がフォローするとの意見をいただいている。
- (保護者側)非常勤職員については了解した。職員は3月まで残す。残さないとしても事前協議を行うと理解したので、この内容を文章化していただきたい。
- (区側)協議会でお互いに確認しあって、要点記録に残すことで理解いただきたい。
- (保護者側)協議会での確認事項が守られていないので、文章化は譲れない。
12月1日までに協議会開催が無理なら、次回まで現行体制でやっていただくしかない。

以上

次回日程 12/3(土)